

## 「宗教法人大蔵寺と栗野自治会（旧栗野区）との紛争」 概要補足

栗野自治会委員に知っておいて頂きたいこと。

### 宗教法人と村寺（地域管理の寺社）

寺院は二通りの形式がある事を知っておいて下さい。

- 1、任意団体の寺社。
- 2、宗教法人の寺社

#### 1、任意団体の寺社。

結社の自由と信教の自由に基づき、誰でも宗教団体を結成することができます。

誤解されることが多いのですが、寺社は宗教法人である必要はありません。

任意団体の寺社は、寺の場合は「村寺」「私寺」の二種類があります。

#### 村寺、村社（地域管理の寺社）

- ・地域民が構成員として管理運営を行う寺院。
- ・仏像や御神体を祀ってはいるが、特定の宗派に属していない場合が多い、行事や法事は近隣の寺社より住職や神主を招く場合が多い。
- ・地元民の出資によって管理されているため、従事者の給与や寺社としての収入は無い場合が多い。
- ・地域民が日常の維持管理を行う。
- ・多くは地元長が管理者の代表を務める。

#### 個人が行っている宗教団体、寺社。（私寺、私社）

個人が事業者となって行っている宗教団体もあります。

#### 2、宗教法人の寺社。

元々、任意団体の寺院が一定の取り決めを行い、永続的に安定した運営を行わなければならない場合、規則を設定して県知事に認証を受け、宗教法人となります。

宗教法人に必要な事柄。

- ・特定の宗教、教義を掲げなければならない。（仏像や御神体を祀るだけではない）
- ・宗教指導者がいなければならない。（住職、神主、神父、牧師、教主など）
- ・自前の宗教施設が必要。（借地、借家ではいけない）
- ・檀家信者などの利害関係者がいなければならない（利害関係者とは、その宗教法人寺院に所属している構成員）
- ・規則の設定（代表者の任命方法、役員任命方法、利害関係者の規則、財産管理、解散や合併の方法）

### **大蔵寺はどうであるか。**

大蔵寺は宗教法人ですので「大蔵寺は誰のもの？」となると当然、大蔵寺は、「宗教法人大蔵寺」という団体のものです。

では、宗教法人という団体は誰のもの？となりますと「宗教法人大蔵寺の代表役員、責任役員、檀家信者」のものです。誰か個人のものではありませんし、決して地域のものではありません。

これは法律で決まっていることなので、いかに異議や反論があろうとも、覆ることはありません。

地元民、自治会員である事だけでは宗教法人の管理者になったり、利害関係者になることは出来ません。

宗教法人と地元近隣との関係は共生関係（仲の良いお隣さん）であって、地元民である事が宗教法人に対して権利があるわけでは有りません。

たとえ大蔵寺の檀家信者が地元民より人数が少なくても、地元から遠く離れた檀家信者ばかりであっても宗教法人大蔵寺では檀家信者が全て優先される利害関係者となります。

このように宗教法人である寺院は地元地域の管理下にあるのではなく、宗教法人の正式な利害関係者によって維持管理をしていることを知っておいて下さい。

もしも、宗教法人大蔵寺の関係者になりたければ、大蔵寺と直接利害関係を（檀家信者になる）結んで下さい。

しかしながら、必ずしも檀家信者になれる訳ではありません。

宗教法人の寺院規則を守れない方、寺院に害をなす方、宗教寺院にとって異端の方は、利害関係を結ぶことは拒否する事となります。

長らく栗野自治会や近隣住民の方々は、大蔵寺は宗教法人でありながらも「村寺」と同じように考えておられた方が多いでしょう。

長い間、大蔵寺が皆様に説明をしてこなかったことと、地域の慣習や考え方に毅然と対応をしてこなかった大蔵寺の落ち度でもありますが、これは一般社会通念でもあり、いわば常識的な知識でもありますので、これを機に正しくご理解下されば幸いです。

この内容に異議や反論がある場合は、大蔵寺が対応して説明するよりも、宗教法人を扱っている行政部署に問い合わせをして下されば、より詳しく、正しく教えていただけますので、奈良県もしくは文化庁にお問い合わせ下さい。

くれぐれも地元有力者、一部の立場がある者の強権的な言い分や、**近隣同士での聞きかじりで宗教法人に対しての知識を身につけないで下さい。**

**重ねて申し上げますが、宗教法人についての知識は、然るべき所から得て頂きたいと思っております。**